

道路運送法第78条

自家用自動車は次に掲げるものを除き、有償で運送の用に供してはならない。

1. 災害のため緊急を要するとき。
2. 市町村、特定非営利活動法人、その他国土交通省令で定めるものが次条の規程により国土交通省令で定める旅客の運送（自家用有償旅客運送）を行うとき。

※ 国土交通省令で定める者（施行規則第48条）

1. 一般社団法人又は一般財団法人
2. 地縁団体
3. 農業協同組合
4. 消費生活協同組合
5. 医療法人
6. 社会福祉法人
7. 商工会議所
8. 商工会
9. 権利能力なき社団

※ 国土交通省令で定める旅客の運送（施行規則第49条）

1. 市町村運営有償運送
2. 公共交通空白地有償運送
3. 福祉有償運送

3. 公共の福祉を確保するため許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

養父市における自家用有償旅客運送の現状

◇養父市内での自家用有償旅客運送事業の実施状況

- **市町村運営有償運送（宿南地区、餅耕地・唐川地区）** 事業主体：養父市
⇒ 路線バス・コミュニティバスに加え、自家用有償バスにより交通空白地をカバー
- **福祉有償運送（市全域）** 事業主体：養父市社会福祉協議会
⇒ 移動に他人の介助が必要な方の運送を実施

<参考> 経済的負担の軽減（障がい者、高齢者等には各種の助成を実施）
高齢者等優待乗車証交付、障害者等移送サービス利用料助成 等

◇市民の地域交通のニーズ

- ◆ 生活交通の一定の確保は行われているが、便数は少ない
→ 乗り遅れた場合やバス停までが遠いなどのニーズに対応できていない
- ◆ 路線系統が分かれるため、複数の行先（行政・医療・金融機関、商店）には対応できていない
→ 現在の交通状況では複数の要件を一度に済ませられない場合がある
- ◆ 福祉有償運送については、利用時間や対象者に制限がある
- ◆ 大屋、関宮地域にはタクシー事業者の拠点が無く、事業者・利用者共に時間的負担が大きい
→ 地域の助け合いの中で個人の好意による乗合が行われている

◇将来、想定される課題

- 高齢化と人口減少が進み、近所付き合い、地域のボランティアでは将来に渡って継続することが困難になる可能性。
- 既存の交通事業者も、経営の観点から更なるサービス拡大は難しい。
- 行政からの補助（財政負担）にも限界がある。



自家用自動車の活用拡大により過疎地の交通を確保